

株主各位

「第57回定時株主総会招集ご通知」に関するインターネット開示情報のご案内 (法令及び定款に基づくみなし提供事項)

第57回定時株主総会招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び定款第18条の規定に基づき、平成29年6月8日(木)からインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kosei.co.jp/>)に掲載することにより、「第57回定時株主総会招集のご通知添付書類」から記載を省略した事項は次のとおりとなりますので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

1. 会計監査人に関する事項	1 頁
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	2 頁
3. 新株予約権等に関する事項	4 頁
4. 計算書類の個別注記表	5 頁

平成29年6月8日

光世証券株式会社

1. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

16 百万円

②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17 百万円

(注)

- 1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
- 2.当社監査役会は、会計監査人の監査計画、前年度の監査実績、職務の遂行状況について確認し、報酬の前提となる見積りの算出根拠の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

顧客資産の分別管理に対する検証業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 監査グループをコンプライアンス統括部門とし、内部管理統括責任者をコンプライアンス担当取締役に任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の構築・整備および問題点の把握に努める。
- ③ 監査グループ、取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築する。従業員が直接通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設ける。
コンプライアンス上の問題点の報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、必要に応じて、その内容を調査し、担当部門と協議の上、再発防止策を策定・実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に整理・保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ② 「内部者取引管理規程」を定め、同規程に従い、役職員が取得した内部情報の管理の徹底および内部者取引を未然に防止する。
- ③ 「個人情報保護規程」を定め、同規程に従い、個人情報を保護する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を定め、同規程に従い、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理グループ担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理グループにおいてリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。
- ② 監査グループ・監査役が各グループ毎のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に統括責任者および取締役会に報告する。取締役会は、問題点を把握し、必要に応じリスク管理体制の改善策を策定・実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な中期経営計画および年次経営計画を定め、各グループに対し職務執行が効率的におこなわれるよう監督する。各グループ担当取締役は、経営計画にもとづいた各グループの実施すべき具体的な施策および効率的な業務体制を構築すると共に、取締役会において定期的に検証し問題点等の改善を図っていく。
- ② 担当役員の業務分担を定めるとともに、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲して、執行責任を明確にして業務執行に当たらせる。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社のグループ下にある事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えて、管理グループはこれらを横断的に推進し、管理する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査グループ所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めるができるものとする。
 - ② 監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法等については、取締役と監査役の協議により決定する。
- (8) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
「監査役監査規程」にもとづく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査部門および会計監査人と連携を保ちながら相互に牽制を図るものとする。
- (9) 財務報告の信頼性と適切性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針書」を定め、関係諸規程の整備、役職員の意識向上に努めています。報告年度毎に、「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本計画書」を定め、内部統制の充実に努め、有効かつ効率的な体制の整備を推進し、その適切な運用・管理に努めている。
また、独立した部門である内部統制監査室は、内部統制監査規程にもとづき、財務報告に係る内部統制の有効性を把握、評価し、取締役会・監査役会へ報告している。
- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 内部統制システム
当社の内部統制システムが有効に機能しているかについて、当社の内部統制監査室が整備・運用状況のモニタリングを実施することにより確認、改善に取り組んでいる。
 - ② コンプライアンス
コンプライアンスに関する研修や通知・通達などにより、各部門内、部門間の相互連携、相互牽制をはかりコンプライアンスの徹底と強化を図っている。
また、従業員が直接通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設け適宜報告している。
 - ③ リスク管理
「リスク管理規程」に基づき、日々、管理グループが各リスク額及び自己資本規制比率を管理し、役員に日々報告している。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成 27 年 10 月 23 日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 1 個につき 1,000 円
- ② 新株予約権の行使価額 1 個につき 195,000 円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合のほか、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成 27 年 11 月 2 日から平成 32 年 10 月 30 日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	30 個	普通株式 30,000 株	1 人
社外取締役	20 個	普通株式 20,000 株	1 人
監査役	50 個	普通株式 50,000 株	3 人

4. 計算書類の個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準および評価方法

当社におけるトレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

2. トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

①時価のあるもの

決算期末日の市場価格等にもとづく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。売却原価については移動平均法により算定しております。

②時価のないもの

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分法相当額を純額で取り込む方法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|---------|--------|
| ・ 建 物 | 6~50 年 |
| ・ 器具・備品 | 3~20 年 |

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)にもとづく定額法によっております。

4. 引当金および準備金の計上基準

貸 倒 引 当 金 … 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 … 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

発生の翌年度に一時処理しております。

役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規にもとづく支給見込額を計上しております。

金融商品取引責任準備金 … 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定にもとづき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出された額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

[追加情報]

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

[貸借対照表に関する注記]

1.	有形固定資産の減価償却累計額	2,115 百万円
2.	(1) 担保に供している資産	
	トレーディング商品	549 百万円
	投資有価証券	269 百万円
(2)	担保の対象となる債務	
	信用取引借入金	192 百万円
3.	(1) 差し入れた有価証券の時価額	
	信用取引貸証券	26 百万円
	信用取引借入金の本担保証券	197 百万円
	差入証拠金代用有価証券	1,392 百万円
	長期差入保証金代用有価証券	28 百万円
(2)	差し入れを受けた有価証券の時価額	
	信用取引借証券	1,041 百万円
	信用取引貸付金の本担保証券	845 百万円
	受入保証金代用有価証券	1,749 百万円
	その他担保として受け入れた有価証券	65 百万円

(注)担保に供している資産は、事業年度末帳簿価額を記載しております。上記のほか信用取引の自己融資見返株券を清算基金の代用として 47 百万円差し入れております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務	3 百万円
--------	-------

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	0 百万円
営業取引以外の取引による取引高	0 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	94,864	—	—	94,864

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	800	6	108	698

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	6 千株
ストック・オプションの権利行使による減少	108 千株

3. 新株予約権等に関する事項

目的となる株式の種類及び数	普通株式	507 千株
当事業年度末残高		22 百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	470	5.0	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	282	3.0	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 30 日

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	21	百万円
土地評価損	252	百万円
減損損失累計額	19	百万円
貸倒引当金	72	百万円
ゴルフ会員権評価損	51	百万円
減価償却費	17	百万円
関係会社株式評価損	0	百万円
その他	131	百万円
繰延税金資産小計	566	百万円
評価性引当額	△566	百万円
繰延税金資産合計	—	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△62	百万円
繰延税金負債合計	△62	百万円
繰延税金負債の純額	△62	百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

[金融商品に関する注記]

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し等の金融商品取引業を中心とする投資・金融サービス業をおこなっております。

これらの事業を遂行するため、必要な資金調達は、主として自己資金によっておりますが、金融機関等から借入れをおこなう場合もあります。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、会社の利益を確保するため有価証券等の自己売買等をおこなっております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金および預金、法令等にもとづき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための信用取引貸付金、自己の計算にもとづき保有する商品有価証券や投資有価証券があります。

預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されていますが、これら各信託財産は金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令により分別され信託銀行等に預託され、信託法により信託保全されています。商品有価証券や投資有価証券は純投資目的および政策投資目的で保有しており、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、市場価格および金利の変動リスクに晒されております。その他、顧客からの預り金や受入保証金、信用取引借入金等がありますが、顧客からの預り金や受入保証金は一時的に預っているものであります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社が保有する現金および預金については、金融機関の信用リスクを算定し、預入先を信用力の高い金融機関に限定するなど、債務不履行による信用リスクの軽減に努めております。

また、信用取引貸付金については、顧客管理規程および信用取引に関する社内ルールにもとづき、与信限度額を定め、その後のマーケットの変動に応じて顧客より相当額の担保を受入れるなど、日々の与信管理をおこなっております。

②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社が保有する有価証券等については、各商品のポジション限度額およびロスカットルールを設定し、その遵守状況を監視しております。

また、日々、管理グループにおいて、ポジションの評価損益・リスク額を管理し、役員が把握しております。

こうした様々なリスク・ファクターを適切に把握し、自己資本規制比率として、日々、役員等関係者に報告する体制をとっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価額にもとづく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金および預金	5,603	5,603	—
(2) 預託金	2,808	2,808	—
(3) 商品有価証券および投資有価証券			
①商品有価証券	2,976	2,976	—
②投資有価証券	877	877	—
(4) 信用取引資産			
①信用取引貸付金	912	912	—
②信用取引借証券担保金	1,001	1,001	—
資産計	14,179	14,179	—
(1) 商品有価証券	90	90	—
(2) 信用取引負債			
①信用取引借入金	192	192	—
②信用取引貸証券受入金	26	26	—
(3) 預り金	1,720	1,720	—
(4) 受入保証金	592	592	—
負債計	2,622	2,622	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1) 現金および預金、(2) 預託金

預金、預託金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は店頭基準気配値から提示された価格、投資信託は基準価格によっております。

(4) 信用取引資産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)商品有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2)信用取引負債、(3)預り金、(4)受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2
投資事業有限責任組合等への出資	849
合計	851

(※)非上場株式及び投資事業有限責任組合等への出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産(3)商品有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

デリバティブ取引

(1)ヘッジ会計が適用されないもの

(単位:百万円)

種類	契約額等	時価	評価損益
		うち1年超	
オプション取引			
(売建)	2	—	0
(買建)	1	—	△0
先物・先渡取引			
(売建)	2,226	—	21
(買建)	1,600	—	△4
スワップ取引	—	—	—

(2)ヘッジ会計が適用されるもの

該当事項はありません。

[関連当事者との取引に関する注記]

該当事項はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 1 株当たりの純資産額 | 178 円 94 銭 |
| 2. 1 株当たりの当期純損失 | 1 円 27 銭 |

[賃貸等不動産に関する注記]

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。